（表面）

第２次 申請受付開始のご案内

学校締切日：令和８年１１月３０日（月）

⚠最終受付につき、締切日以降は申請できません⚠

高校生等奨学給付金 通常給付

奨学給付金は、教科書費や学用品費など、授業料以外の教育費を支援する制度です。
支給要件を満たす方は、申請により返済不要の給付金が支給されます。

●主な支給要件

１．基準日（令和８年７月１日）に保護者等が茨城県内に在住していること。

２．保護者等の世帯が、①～④のいずれかに該当すること。

①生活保護（生業扶助(高等学校等就学費)）受給世帯
生業扶助(高等学校等就学費)を受給していない場合は②の対象者として扱います。

②住民税所得割額が０円（非課税）の世帯

③住民税所得割額が 100 円以上 105,500 円未満の世帯（年収目安 270～380 万円）

④住民税所得割額が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯（年収目安 380～490 万円）

・②～④については、保護者等全員（親権者等）の 道府県民税 及び 市町村民税の合算額で判断します。
・収入の有無に関わらず保護者等全員の課税額の確認書類が必要となります。
※両親（または片方の親）が海外赴任等により、課税額が確認できない場合等は支給対象となりません。

●高校生１人あたりの支給額（年額）

区分	全日制・定時制	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	３２，３００円	３２，３００円
住民税所得割額 非課税世帯	１４３，７００円	５０，５００円
住民税所得割額 100 円以上 105,500 円未満	４７，９００円	１６，８３０円
住民税所得割額 105,500 円以上 182,500 円未満	３５，９３０円	１２，６３０円

（注１）受給を希望する場合は申請が必要です。
（注２）国籍・在留資格等の要件によって受給できる区分が異なります。
（注３）早期給付受給者が、通常給付でも受給認定となった場合は、上記年額から早期給付額を差し引いた差額が支給されます(ただし、差額が５円以下となった場合の支給はありません)。

●申請から認定までの流れ

☆支給時期の目安は、学校の申請締切日からおおよそ３か月後です。

①申請希望者は事務室へご連絡ください。申請書類を配布します。
②申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付し、事務室に提出してください。
③認定可否を判定後、在学する学校から、審査結果通知を発出します
④認定者には銀行口座に給付金を振り込みます。

支給対象確認及び申請書類については裏面に記載

【問い合わせ先】
茨城県立鉾田第一高等学校 事務室　　TEL：0291-33-2161　（平日 8:30～17:00）

（裏面）

＜奨学給付金（通常給付）に係る支給対象・金額確認シート＞

日本国籍を有していますか。

はい

【所得要件（新）】
該当する世帯の
区分は①～④のどれですか
①生活保護受給世帯
②住民税非課税世帯
③住民税所得割額が
100 円以上 105,500 円未満
④住民税所得割額が
105,500 円以上 182,500 円未満

①32,300 円が支給されます。
②143,700 円が支給されます。
③47,900 円が支給されます。
④35,930 円が支給されます。

該当しない

支給対象外です。

いいえ

該当の在留区分はどれですか。

・特別永住者
・永住者
・日本人の配偶者等
・永住者の配偶者等

はい

はい

日本に永住する意思がありますか。

いいえ

定住者

家族滞在

以下いずれにも該当しますか。
①日本の小学校及び中学校を卒業した
②日本に就労して定着する意思がある

いいえ

その他
(留学除く)

留学

2026/3/31
以前入学

【所得要件（旧）】
該当する世帯の
区分は①・②どちらですか
①生活保護受給世帯
②住民税非課税世帯

①32,300 円が支給されます。
②143,700 円が支給されます。

該当しない

支給対象外です。

2026/4/1
以降入学

支給対象外です。

●申請書類

共通書類

- **受給申請書**
- **口座振替依頼書、通帳の写し**



記載したもの以外の追加書類を提出いただく場合があります。ご了承ください。

＋

日本国籍

- 就学支援金等の支給決定通知書の写し または、生徒の住民票
- 生活保護(生業扶助)受給 世帯の場合
 →生活保護受給証明書 等
 ※生業扶助（高等学校等就学費）の受給確認書類
- 住民税所得割額が 182,500 円未満の世帯の場合
 →保護者等全員分の **R8 年度** 課税証明書
 または、
 保護者等全員分のマイナンバーが確認できる書類
 （ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞの写し等を貼付台紙に貼付して提出）

日本国籍以外

- 就学支援金等の支給決定通知書の写し または、生徒の在留カードの写し または、住民票 等
- 生活保護(生業扶助)受給世帯の場合
 →生活保護受給証明書
 ※生業扶助（高等学校等就学費）の受給確認書類
- 住民税所得割額が 182,500 円未満の世帯の場合
 →保護者等全員分の **R8 年度** 課税証明書
 または、
 保護者等全員分のマイナンバーが確認できる書類
 （ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞの写し等を貼付台紙に貼付して提出）

共通書類以外の書類は、本申請前の他の手続きにおいて提出済で、記載情報に変更がなければ再提出が不要となる場合があります。